

一般社団法人 北九州市保育所連盟定款

第1章 総則

(名称)

第1条 当法人は、一般社団法人 北九州市保育所連盟と称する。

(事務所)

第2条 当法人は、主たる事務所を福岡県北九州市八幡東区中央2丁目1番1号レインボープラザ5階におく。

(目的及び事業)

第3条 当法人は、保育事業の振興を図ることを目的とし、その目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 保育事業の発展普及に関する事業
- (2) 保育の研究、調査に関する事業
- (3) 会員の研修並びに相互扶助及び連絡に関する事業
- (4) 子育て支援総合コーディネーター事業の受託、運営に関する事業
- (5) その他前各号に掲げる事業に附帯又は関連する事業

第2章 会員

(法人の組織及び会員の資格取得)

第4条 当法人は、次の会員をおく。

- (1) 会員 市内の認可保育所(園)等に所属する職員で当法人の目的に賛同し、理事会において承認された者
 - (2) 代議員 会員の中から第11条に定める方法で選出された者
- 2 前項の代議員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(以下「法人法」という。)上の社員とする。

(任意退会)

第5条 会員は、会長に退会届を提出することにより、任意にいつでも退会することができる。

(除名)

第6条 会員が次のいずれかに該当する場合、総会の決議により除名することができる。

- (1) この定款、規則に違反したとき
 - (2) 当法人の名誉を著しく傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき
 - (3) その他、除名する正当な事由があるとき
- 2 前項の規定により会員を除名するときは、除名の決議を行う総会において会員に弁明の機会を与えなければならない。

(会員の資格喪失)

第7条 第5条、第6条に定めるほか、次の各号に該当するにいたったときは、会員の資格を喪失する。

- (1) 第8条の会費の支払義務を2年以上履行しないとき
- (2) 代議員が同意したとき

- (3) 当該会員が死亡したとき
- (4) 当該会員が失踪宣告を受けたとき
- (5) 当該会員が当法人を退会したとき
- (6) 当法人が解散したとき

(会費の負担)

- 第8条 会員は、当法人の目的を達成するため、それに必要な会費を支払う義務を負う。
- 2 会員は、総会において別に定めた会費を第9条により納入しなければならない。
 - 3 前項で納めた会費は、これを返還しない。

(会費の納入)

- 第9条 会費は支部長が取りまとめ事務局に納入するものとする。
- 2 会費は、5月末日までに年額を一括納入することを原則とする。
 - 3 事情により2回に分納するときは、前期を5月末日までに後期を11月末日までに納入しなければならない。

(代議員名簿)

- 第10条 当法人は、代議員の氏名、所属施設及び住所を記載した代議員名簿を作成する。

(代議員)

- 第11条 当法人の総会の運営を円滑に行うため代議員をおく。
- 2 当法人の代議員は、会員の中から1施設ごとに2名選任する。
 - 3 代議員を選出するため、施設ごとに会員による代議員選挙を行う。
 - 4 代議員選挙を行うために必要な細則は理事会において定める。
 - 5 会員は、代議員に立候補することができる。
 - 6 理事又は理事会は、代議員を選出することはできない。
 - 7 第3項の代議員選挙は2年に1回、3月に実施することとし、代議員の任期は、選任の2年後に実施される代議員選挙終了時までとする。
ただし、代議員が総会決議の取消しの訴え、解散の訴え、責任追及の訴え及び役員解任の訴え(法人法第266条第1項、第268条、第278条、第284条)を提起している場合(法人法第278条第1項に規定する訴えの提起の請求をしている場合を含む)には、当該訴訟が終結するまでの間、当該代議員は会員たる地位を失わない。(当該代議員は、役員を選任及び解任(法人法第63条、第70条)並びに定款変更(法人法第146条)についての議決権を有しないこととする。)
 - 8 代議員が欠けた場合又は代議員の員数を欠くこととなるときに備えて補欠の代議員を選挙することができる。
補欠の代議員の任期は、任期の満了前に退任した代議員の任期の満了するときまでとする。
 - 9 補欠の代議員を選挙する場合は、次に掲げる事項も併せて決定しなければならない。
 - (1) 当該候補者が補欠の代議員である旨
 - (2) 当該候補者を1人又は2人以上の特定の代議員の補欠の代議員として選任するときは、その旨及び当該特定の代議員の氏名
 - (3) 同一の代議員(2人以上の代議員の補欠として選任した場合にあっては、当該2人以上の代議員)につき2人以上の補欠の代議員を選任するときは、当該補欠の代議員相互間の優先順位
 - 10 第8項の補欠の代議員の選任に係る決議が効力を有する期間は、選任後最初に実施される第7項の代議員選挙終了時までとする。

- 1 1 会員は、法人法に規定された次に掲げる会員の権利を代議員と同様に当法人に対して行使することができる。
- (1) 法人法第14条第2項の権利（定款の閲覧権）
 - (2) 法人法第32条第2項の権利（代議員名簿の閲覧等）
 - (3) 法人法第57条第4項の権利（総会の議事録の閲覧等）
 - (4) 法人法第50条第6項の権利（代議員の代理権証明書等の閲覧等）
 - (5) 法人法第51条第4項の権利及び法人法第52条第5項の権利（議決権行使書面の閲覧）
 - (6) 法人法第129条第3項の権利（計算書類等の閲覧等）
 - (7) 法人法第229条第2項の権利（清算法人の貸借対照表等の閲覧等）
 - (8) 法人法第246条第3項、法人法第250条第3項及び法人法第256条第3項の権利（合併契約等の閲覧等）
- 1 2 理事、監事又は会計監査人は、その任務を怠ったときは、当法人に対し、これによって生じた損害を賠償する責任を負い、法人法第112条の規定にかかわらず、この責任はすべての会員の同意がなければ、免除することができない。

第3章 総会

(構成)

第12条 総会は、第4条第2項に定める代議員をもって構成する。

- 2 前項の総会をもって法人法上の社員総会とする。

(権限)

第13条 総会は、次の事項について決議する。

- (1) 定款の変更
- (2) 理事及び監事の選任又は解任
- (3) 理事及び監事の報酬等の額
- (4) 貸借対照表及び損益計算書並びにこれらの附属明細書の承認
- (5) 会員の入会の基準及び会費の額
- (6) 会員の除名
- (7) 会費の賦課その他会員の負担となるべき事項
- (8) 解散及び残余財産の処分
- (9) その他、総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第14条 当法人の総会は、定時総会及び臨時総会とし、定時総会は、毎事業年度の終了後3か月以内
に開催し、臨時総会は、必要に応じて開催する。

(招集)

第15条 総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき会長が招集する。

- 2 会長は総会を招集するときは、代議員に対し会議の目的たる事項、開催日時及び場所を記載した書面により、開催の14日前までに通知しなければならない。
- 3 前項の通知において、法人法第41条第2項及び第39条第3項の規定に基づき、電磁的方法により関係資料を交付（閲覧）することができる。
- 4 前項の規定に関わらず、総代議員の議決権の10分の1以上の議決権を有する代議員は、会長に対し、総会の目的である事項及び招集の理由を示して、総会の招集を請求することができる。

- 5 会長は、前項の規定により請求があったときは、その日から6週間以内に総会を招集しなければならない。

(議長)

第16条 総会の議長は、当該総会に出席した代議員の中から選出する。

(議決権)

第17条 総会における議決権は、代議員1名につき1個とする。

(決議)

第18条 総会の決議は、総代議員の議決権の過半数を有する代議員が出席し、出席した当該代議員の議決権の過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、法人法第49条第2項の決議は総代議員の半数以上が出席し、出席した代議員の議決権の3分の2以上の多数をもって行う。
- 3 総会に出席できない代議員は、あらかじめ議案として通知された事項について、書面若しくは電磁的方法をもって表決を委任し、又は他の代議員を代理人として表決を委任することができる。この場合において、その代議員は出席したものとみなす。
- 4 理事又は監事を選任する議案の決議に際しては、候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。
- 5 理事又は監事の候補者の合計数が第20条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(議事録)

第19条 総会の議事について法令の定めるところにより、議事録を作成する。

- 2 議長及び出席した代議員のうち、総会において選任された2人が前項の議事録に記名・押印する。

第4章 役員

(役員)

第20条 当法人に、次の役員をおく。

- (1) 理事 34名以内
- (2) 監事 3名以内
- 2 会長1名及び副会長4名以内
- 3 前項の会長をもって、法人法上の代表理事とする。
- 4 副会長のうち1名は、北九州市保育士会会長をあてる。

(役員を選任及び解任)

第21条 理事及び監事は、総会の決議により選任する。

- 2 会長及び副会長は、理事会の決議によって理事の中から選任する。
- 3 理事は、各支部長、北九州市保育士会副会長・参与及び各区副支部長等の中から選出する。
- 4 理事会は、会長を解任することができる。この場合において、理事会は、総会にこれを付議した上で、その決議の結果を参考にすることができる。
- 5 理事及び監事は、総会の決議によって解任することができる。
- 6 前項の決議は、総代議員の半数以上が出席し、総代議員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。

- 7 第3項のほか会長が推薦し、総会の決議により理事を追加することができる。
- 8 監事は、当法人の理事又は使用人を兼ねることができない。

(役員職務及び権限)

- 第22条 会長は、法令及びこの定款の定めるところにより、当法人を代表し、その業務を執行する。
- 2 前項の会長をもって、法人法に定める代表理事とする。
 - 3 副会長は、会長を補佐し会長に事故ある時は会長の職務を代行する。
 - 4 理事は、法人法に定める業務執行理事とする。

(監事職務及び権限)

- 第23条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令の定めるところにより、監査報告を作成する。
- 2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、当法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員会議)

- 第24条 理事会の会務を円滑に推進するため、理事会に附議すべき事案及び当法人の運営に関する方針の事前審議を行うため、任意の機関として正副会長及び会長が指名する理事、顧問で構成する役員会議を設置する。

(顧問)

- 第25条 当法人に、顧問をおくことができる。
- 2 顧問は、理事会の同意を得て、会長が委嘱する。
 - 3 顧問は、会長の諮問に応じ、意見を述べるものとする。

(役員任期)

- 第26条 理事及び監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。
- 2 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。
 - 3 理事若しくは監事が欠けた場合又は第20条で定める理事若しくは監事の員数が欠けた場合には、任期の満了又は辞任により退任した理事又は監事は、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員報酬等)

- 第27条 理事及び監事は無報酬とする。ただし、総会において定める総額の範囲内で、総会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を、実費弁済として支給することができる。

(取引の制限)

- 第28条 理事は、次に掲げる取引をしようとする場合には、理事会において、その取引について重要な事実を開示し、その承認を受けなければならない。
- (1) 自己又は第三者のためにする当法人の事業の部類に属する取引
 - (2) 自己又は第三者のためにする当法人との取引
 - (3) 当法人がその理事の債務を保証すること、その他その理事以外の者との間における当法人とその理事との利益が相反する取引
- 2 前項の取引をした理事は、その取引後遅滞なく、その取引についての重要な事実を理事会に報告しなければならない。

(責任の一部免除又は限定)

第29条 当法人は、法人法第114条第1項の規定により、理事又は監事が任務を怠ったことによる損害賠償責任を、法令に規定する額を限度として、理事会の決議により、免除することができる。

第5章 理事会

(理事会の構成)

第30条 当法人に理事会を置く。

2 理事会は、理事をもって構成する。

(理事会の権限)

第31条 理事会は、この定款に別に定めるもののほか、次の職務を行う。

- (1) 業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 会長、副会長の選任、解任及び監事の選出に関すること

(理事会に附議すべき事項)

第32条 理事会に附議すべき事項は次のとおりとする。

- (1) 事業計画並びに運営に関する事項
- (2) 歳入・歳出予算及び決算に関する事項
- (3) 総会に附議すべき事項
- (4) その他当法人の運営に係る重要事項及び会長が必要と認める事項

(理事会の開催)

第33条 理事会は、4ヵ月を超える間隔で2回以上開催するほか、必要のある場合に招集し開催する。

(招集)

第34条 理事会は、会長が招集する。

- 2 会長は理事会を招集するときは、理事に対し会議の目的たる事項、開催日時及び場所を記載した書面により、開催の7日前までに通知しなければならない。
- 3 理事総数の3分の1以上の請求があったときは、会長は理事会を招集しなければならない。
- 4 理事及び監事全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで理事会を開催することができる。

(議長)

第35条 理事会の議長は、会長がこれに当たる。

(決議)

第36条 理事会の決議は、この定款に別段の定めがある場合を除き、議決に加わることができる理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、法人法第96条の要件を満たすときは、当該提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。

(書面議決等)

第37条 やむを得ない理由のため会議に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し又は、他の構成員を代理人として表決を委任することができる。

- 2 この場合において、前条の規定の適用については会議に出席したものとみなす。

(報告の省略)

第38条 理事又は監事が理事及び監事の全員に対し、理事会に報告すべき事項を通知したときは、その事項を理事会に報告することを要しない。ただし、法人法第91条第2項の規定による報告については、この限りでない。

(議事録)

第39条 理事会の議事については、法令の定めるところにより議事録を作成する。

2 出席した会長及び監事は、前項の議事録に記名、押印する。

(理事会規則)

第40条 理事会の運営に関し必要な事項は、法令又はこの定款に定めるもののほか、別に規則で定める。

第6章 その他の団体

(北九州市保育士会)

第41条 第3条の事業の円滑な推進を図るため、北九州市保育士会を設置する。

2 北九州市保育士会は、当法人と密接な連携の下、当法人の事業実施を支援するほか、設置の趣旨に従い自ら会則を定め独自の事業を自主的に運営するものとする。

(支部)

第42条 第3条の事業の円滑な推進を図るため、行政区毎に認可保育所(園)で構成する支部をおく。

2 各区の支部は、当法人と密接な連携の下、当法人の事業実施を支援するほか、自ら会則を定め独自の事業を自主的に運営するものとする。

第7章 専門部

(専門部の設置)

第43条 第3条に定める事業の活動を円滑かつ活発に行い、当法人の目的を達成するため、任意の機関として次の専門部を設ける。

(1) 総務部

(2) 研究・研修部

(3) 広報部

(4) 制度・予算対策部

2 各専門部には部長1名、部員若干名をおく。

(1) 部長は理事があたる。

(2) 部員は各区支部から選出された会員があたる。

3 各専門部の活動は理事会の承認を得て行う。

4 法人の運営を円滑にすすめるため、臨時に企画委員会を設けることができる。

(1) 企画委員会は副会長1名及び会長が指名する者をもってあたる。

(2) 企画委員会の活動は理事会の承認を得て行う。

5 第1項の専門部の議事の運営細則は理事会が定める。

(任期)

第44条 専門部部員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

第8章 資産及び会計

(資産の構成)

第45条 当法人の資産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された財産
- (2) 会費
- (3) 補助金
- (4) 寄付金品
- (5) 財産から生じる収入
- (6) 事業に伴う収入
- (7) その他収入

(事業年度)

第46条 当法人の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までの年1期とする。

(細部の決定)

第47条 当法人の運営上必要な細則は理事会の承認を受け会長が別に定める。

(事業計画及び収支予算)

第48条 当法人の事業計画及び収支予算については、毎事業年度開始日の前日までに会長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

2 前項の書類については、主たる事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

第49条 当法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を経て、定時総会に提出し、第1号及び第2号の書類については、その内容を報告し、第3号から第5号までの書類については、承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 損益計算書（正味財産増減計算書）
- (5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書

2 前項の書類のほか、監査報告を主たる事務所に5年間備え置くとともに、定款及び代議員名簿を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(剰余金の不分配)

第50条 当法人は、剰余金の分配を行わない。

第9章 定款の変更、解散及び清算

(定款の変更)

第51条 この定款は、総会において総代議員の半数以上が出席し、総代議員の議決権の3分の2以上に当たる多数の決議によって変更することができる。

(解散)

第52条 当法人は、総会において総代議員の半数以上が出席し、総代議員の議決権の3分の2以上に当たる多数の決議、その他法令に定める事由によって解散する。

(残余財産の帰属)

第53条 当法人が清算をする場合において有する残余財産は、総会の決議を経て、当法人と類似の事業を目的とする他の公益法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第10章 事務局

(事務局)

第54条 この会の事務を処理するため事務局をおく。

2 事務局に関する事項は、理事会の承認を受け会長が別に定める。

第11章 公告

(公告の方法)

第55条 当法人の公告は、電子公告の方法で行う。

2 事故その他やむを得ない事由により前項の電子公告ができない場合は、官報に掲載する方法により行う。

第12章 附則

(設立時社員の氏名及び住所)

第56条 当法人の設立時社員の氏名及び住所は次のとおりである。

氏 名	住 所
平沢 茂	福岡県北九州市戸畑区中本町12番34号
山本 文雄	福岡県北九州市八幡西区香月西2丁目4番37号
北野 久美	福岡県北九州市小倉南区沼緑町2丁目3番45号
杉園 弘充	福岡県北九州市八幡東区石坪町13番21号

(設立時の役員)

第57条 当法人の設立時理事、設立時代表理事及び設立時監事は、次のとおりとする。

(1) 設立時理事及び設立時監事は、次のとおりとする。

氏 名	役職	その他の役職	住 所
平沢 茂	会 長	(設立時代表理事)	福岡県北九州市戸畑区中本町12-34
山本 文雄	副会長	八幡西支部長 (公社)私保連副会長	福岡県北九州市八幡西区香月西2丁目4-37

北野 久美	副会長	北九州市保育士会会長	福岡県北九州市小倉南区沼緑町2丁目3-45
杉園 弘充	副会長	八幡東支部長 (公社)私保連副会長	福岡県北九州市八幡東区石坪町13-21
西 敏昭	理事	門司支部長 (公社)私保連副会長	福岡県北九州市門司区大里本町1丁目6-13
中村 尋子	理事	北九州市保育士会副会長	福岡県北九州市門司区稲積2丁目8-3-104
黒田 玲子	理事	北九州市保育士会副会長	福岡県北九州市小倉北区三萩野2丁目8-23
山田 智子	理事	北九州市保育士会副会長	福岡県北九州市若松区用勺町14-21
岡村 信久	理事	小倉北支部長	福岡県北九州市小倉北区霧ヶ丘2丁目7-7
藤井 英和	理事	小倉南支部長	福岡県北九州市小倉南区中吉田1丁目17-4
松尾 副充	理事	若松支部長	福岡県北九州市若松区鴨生田4丁目10-2
内田 リツ子	理事	戸畑支部長	福岡県北九州市小倉南区長尾4丁目18-18
清永 芳幸	理事	門司副支部長	福岡県直方市中泉781
廣吉 八重美	理事	門司副支部長	福岡県北九州市門司区大積東町400
日野 真人	理事	小倉北副支部長	福岡県北九州市小倉北区宇佐町1丁目5-30
福田 みつよ	理事	小倉北副支部長	福岡県北九州市小倉北区皿山町23-1
平井 栄二	理事	小倉南副支部長	福岡県北九州市小倉南区朽網東3丁目6-31
山崎 啓子	理事	小倉南副支部長	福岡県北九州市小倉南区隠蓑5-8
松山 真道	理事	若松副支部長	福岡県北九州市若松区大字安屋2420
管谷 貴美子	理事	若松副支部長	福岡県北九州市戸畑区牧山4丁目26-42
松田 トシ子	理事	八幡東副支部長	福岡県北九州市八幡東区竹下町11-7

小寺 かおる	理事	八幡東副支部長	福岡県北九州市門司区光町1丁目8-10
坂井 浩司	理事	八幡西副支部長	福岡県北九州市八幡西区北筑2丁目16-27
西澤 満子	理事	八幡西副支部長	福岡県北九州市八幡西区美原町18-1
犬塚 博文	理事	戸畑副支部長	福岡県福岡市東区松崎2丁目17-18
望月 孝子	理事	戸畑副支部長	福岡県北九州市小倉北区緑ヶ丘1丁目 10-30-301
毛利 多美恵	監事		福岡県北九州市小倉南区湯川4丁目14-9
名越 美由紀	監事		福岡県行橋市大字中津熊780番地5
町田 義典	監事		福岡県北九州市小倉南区蜷田若園2丁目20-7

(2) 設立時代代表理事 平沢 茂

(最初の事業年度)

第58条 当法人の最初の事業年度は、当法人成立の日から平成27年3月31日までとする。

(法令の準拠)

第59条 この定款は、法人法及びその他の関係法令に従い、一般社団法人の登記の日から施行する。

以上、一般社団法人北九州市保育所連盟を設立するためこの定款を作成し、設立時社員 が次に記名、押印する。

平成26年 1月22日

設立時社員 平 沢 茂 ㊟

設立時社員 山 本 文 雄 ㊟

設立時社員 北 野 久 美 ㊟

設立時社員 杉 園 弘 充 ㊟

付則

- 1 この定款は、平成27年5月25日から施行する。
- 2 この定款は、平成28年5月26日から施行する。
- 3 この定款は、平成29年6月19日から施行する。
- 4 この定款は、平成30年6月19日から施行する。
- 5 この定款は、令和3年6月15日から施行する。
- 6 この定款は、令和7年6月2日から施行する。